

| | |
|---|--------------------|
| 件名 | 愛媛県県立学校施設耐震化促進基金条例 |
| 主管課 | 高校教育課 |
| 根拠法令等 | |
| <p>【制定の概要】</p> <p>1 趣旨（目的）</p> <p>全国に比して大変遅れている県立学校の施設の耐震化について、今後、迅速な対応を図るため、耐震化事業を実施するために必要な経費の一部を基金として積み立てるものである。</p> <p>耐震化事業（耐震化の促進を図るための事業）</p> <p>具体的には、改築、耐震補強、耐震診断、新築・改修設計、仮設校舎設置、既設校舎撤去、その他付帯工事</p> <p>2 積立理由</p> <p>県立学校の施設の耐震化を積極的に進めていくためには、多額の経費（県費）を必要とすることから、その経費の一部を事前に基金に積み立てることにより、今後の財政負担の軽減を図る。</p> <p>3 積立金の額</p> <p>20億円</p> <p>「愛媛県耐震改修促進計画」に基づく、耐震化の当面の目標である平成27年度末の耐震化率80%超を達成する場合において、平成23年度から平成27年度までの5年間に必要と見込まれる県費総額のうち、起債が活用できない事業費相当額を積み立てる。</p> <p>起債が活用できない事業……仮設校舎（プレハブ）、学校執行工事、既設校舎撤去など</p> <p>4 処分</p> <p>耐震化事業実施のために充当する場合に処分することができる。</p> | |
| 施行日 | 平成23年3月18日 |
| <p>【その他参考事項】</p> | |